

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年5月15日

九都県市が連携して広告宣伝車の屋外広告物規制に取り組んでいます！

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、派手な色使いや過度な発光を伴い、都県境を越えて走行する広告宣伝車が良好な景観の阻害や交通事故を引き起こす懸念があることを共通の課題とし、連携した対策を講じる必要があるため、広告宣伝車の規制の在り方について検討を行いました。その結果、広告宣伝車事業者等に対して屋外広告物条例や制度について周知を図るとともに、広告宣伝車に使用する灯火装置に係る道路運送車両の保安基準の遵守に関する普及啓発について、国に要望することとしました。

● 取組内容

1 屋外広告物条例や制度の普及啓発活動の実施

共通のチラシを活用し、広告宣伝車事業者等に対して周知してまいります。

2 国への要望

広告宣伝車で使用されている灯火装置に係る「道路運送車両の保安基準」の遵守に関する普及啓発について、東京都が九都県市を代表して国に要望を行います。

(1) 実施時期

令和6年5月21日（火曜日） 午後1時

(2) 要望先

国土交通省

(3) 要望内容

要望書のとおり

※詳細は、東京都にお問い合わせください。

(東京都問い合わせ先) 東京都都市整備局都市づくり政策部屋外広告物担当
電話 : 03-5388-3335

3 その他

広告宣伝車の規制の在り方について、九都県市で共通認識をまとめました。

URL : <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/sendensha/9tokenshi.html>